

にいがた「なりわいの匠」交流拡大事業実施要領

平成18年 6月26日制定
平成19年 5月25日一部改正
平成21年 4月 1日一部改正
平成22年10月15日一部改正
平成27年 2月18日一部改正
令和 2年 3月18日一部改正
令和 3年 3月24日一部改正
令和 7年10月30日一部改正
令和 8年 6月 8日最終改正

第1 趣旨

農山漁村の活性化に当たっては、営農体制の再編と農産物の付加価値化に加え、地域資源を活かしたビジネス化による新たな就業機会・所得の確保が課題となっている。

については、農山漁村において、地域で高度な技能を有する人材を認定し、営農・生活における技能や伝統的な技術を活かした体験交流の指導者の拡大や体験メニューの充実を図り、地域の豊かな自然や文化等を活かしたグリーン・ツーリズムの一層の推進に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において「なりわいの匠」とは、農林漁業や農山漁村の生活等において培われた高度な技能を有し、かつ、技能を他者に伝承・指導することができる者をいう。

第3 技能の分野等

農山漁村において培われた農林漁業や農山漁村生活・文化等に関する技能であって、別表に定める分野・分類によるものとする。

第4 認定基準

「なりわいの匠」は、別表に掲げる技能を有し、かつ、次の各号に定める基準を全て満たす者とする。

- (1) 県内に住所を有する者であって、次に掲げる者であること。
 - ・農林漁業に従事している者及びその家族
 - ・体験交流を行う農林漁業者と連携して活動できる者（ただし、別表の分野において「農林漁業体験」は除く。）
- (2) 技能に係る指導育成能力があり、地域が企画する都市農村交流に積極的に参画し、体験受入ができる者であること。
- (3) 県及び地域の要請に応じ氏名や肖像、技能及び知識等の公開が可能な者であること。

第5 申請

認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書（別記様式第1号）、技能概要書（別記様式第1-2号）、及び個人情報公開承諾書（別記様式第1-3号）を作成し、在住する市町村を経由し、知事へ申請するものとする。

第6 技能の確認と推薦

申請者から申請書類の提出を受けた市町村は、必要に応じ現地調査を行うなど認定基準等を確認し、申請者が地域内で行われる都市農村交流の取組に必要な人材と判断した場合は、推薦書（別紙様式第2号）を添付の上、地域振興局農林水産（農業）振興部企画振興（農業企画）課（以下「地域振興局」という。）へ提出するものとする。

第7 審査

地域振興局は、認定基準に基づき、地域における技能の妥当性や都市農村交流における技能の活用の可能性を踏まえて申請書を審査し、認定が適当と判断した者について、知事に副申するものとする。審査は、原則として年1回行う。

第8 認定等

知事は、地域振興局からの副申に基づき、認定基準等を満たしている者を「なりわいの匠」として認定し、認定証を交付するものとする。

第9 「なりわいの匠」の活動等

認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、本制度の趣旨に留意し、次の各号の実施に努めるものとする。

- (1) 地域が企画する都市農村交流に積極的に参画し、参加者の指導を行うこと。
- (2) 認定された技能に係る伝承や後継者の育成を図ること。
- (3) 市町村等が開催する研修会等への参加や地域の体験交流の指導者等との情報交換などにより地域の都市農村交流の促進を図ること。
- (4) 安全・安心な体験を提供するための研修（リスクマネジメント研修等）を受講すること。

第10 活動終了・辞退の届出

認定者が、病気その他の理由により「なりわいの匠」としての活動の継続が困難となった場合は、当該認定者又はその親族は、市町村を経由し地域振興局に活動終了・辞退届（別記様式第3-1号）を提出するものとする。

- 2 市町村は、活動終了又は辞退を希望する者、死亡等により本人や親族からの届出が困難な者を取りまとめて、活動終了・辞退届（別記様式3-2号）を提出することができるものとする。

第11 活動再開の届出

前条の規定により活動終了又は辞退の届出を行った者であって、再び「なりわいの匠」としての活動を希望する者は、活動再開届（別記様式第3-3号）を市町村を経由し地域振興局へ提出するものとする。

第12 認定の取消

知事は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消し、認定証の返還を求めることができるものとする。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けた場合
- (2) 認定後、著しい非行を行った場合

- (3) (1)及び(2)以外で、制度の運用に重大な支障を来す行為を行った場合
- 2 知事が認定を取り消したときは、当該認定者に対して認定取消通知書（別記様式第4号）により地域振興局を経由し通知するとともに、市町村に対し取り消した旨通知するものとする。
- 3 認定取消の通知を受けた者は、認定証を速やかに市町村を通じ地域振興局に返還しなければならない。

第13 県等の役割

県等は、「なりわいの匠」認定を通じて、次に掲げる都市農村交流等の促進を図るため次の各号の取組を行うものとする。

- (1) 県等が発行するパンフレット・チラシ等に「なりわいの匠」の技能等を紹介するなど、交流の拡大に向けた情報発信を行うこと。
- (2) 「なりわいの匠」の技能が地域の体験交流等に積極的に活用されるよう関係団体等への周知に努めること。
- (3) 「なりわいの匠」として体験交流に必要な知識の修得、技能の伝承や後継者を育成するための研修会の開催などの支援を実施すること。
- 2 県等は、県内外に対する情報発信に際し、あらかじめ認定者から申請時に承諾を得た情報を活用できるものとする。ただし、当該認定者から特段の申し出がある事項を除く。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

付 則

改正後の要領は、平成19年5月25日から実施する。

付 則

改正後の要領は、平成21年4月1日から実施する。

付 則

改正後の要領は、平成22年10月15日から実施する。

付 則

改正後の要領は、平成27年2月18日から実施する。

付 則

改正後の要領は、令和2年3月18日から実施する。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

付 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年6月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

※ 別記様式第1号（個人申請用）【申請書】

別記様式第1号（団体申請用）【申請書】

別記様式第1－2号【技能概要書】

別記様式第1－3号（個人申請用）【個人情報公開承諾書】

別記様式第1－3号（団体申請用）【個人情報公開承諾書】

別記様式第2号（推薦書）

別記様式第3－1号【活動終了・辞退届：個人届】

別記様式第3－2号【活動終了・辞退届：市町村届】

別記様式第3－3号【活動再開届】

別記様式第4号【認定取消通知書】

別表（技能の分野等）

分 野	分 類	技能別認定基準		
		技 能	対 象 者	対象事例等
農林漁業体験	農業（畜産、養蚕を含む） 林業 漁業	・農林漁業に伴う作業であること。	・農林漁業に従事している者及びその家族	米、野菜づくり 枝打ち作業 地引網 など
農林水産物加工体験	農産物加工 畜産物加工 林産物加工 水産物加工	・主たる原材料が地元で生産・採取されたものであること。	・農林漁業に従事している者及びその家族 ・体験交流を行う農林漁業者と連携して活動できる者（体験受入団体で実際に体験指導を行っており、一定の技能が認められる者に限る）	餅つき、そば打ち ソーセージづくり 炭焼き 干物づくり など
郷土文化体験	遊び 郷土芸能 農村生活・行事	・地域に伝承されているものであること。	・農林漁業に従事している者及びその家族 ・体験交流を行う農林漁業者と連携して活動できる者	お手玉づくり 神楽 さいの神 わら細工 笹寿司づくり、ちまき作り など
	工芸品製作 郷土料理	・主たる原材料が地元で生産・採取された原料等を用いるもの、又は、地域に伝承されているものであること。		
自然観察体験	自然・生物観察 山菜等採取	・観察等の対象は、地元の里山にある自然や生息する動植物を対象とするものであること。	・農林漁業に従事している者及びその家族 ・体験交流を行う農林漁業者と連携して活動できる者	昆虫観察 山菜採り、きのこ採り など